

平成 19 年 10 月 2 日

会 社 名 株式会社日興コーディアルグループ
代表者名 代表執行役社長 桑島 正治
(コード 8603 東証第 1 部)

株式交換についての基本契約書締結に関するお知らせ

株式会社日興コーディアルグループ（以下「日興コーディアルグループ」又は「当社」といいます。）は、平成 19 年 10 月 2 日開催の取締役会において、当社の親会社であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社（以下「CJH」といいます。）及び同社の完全親会社であるシティグループ・インク（以下「シティグループ」といいます。）との間で、シティグループの普通株式を対価として、当社を CJH の完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこと等についての基本契約書（以下「本基本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社は、本基本契約に基づき本株式交換が実施された場合には、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において所定の措置を経た上で上場廃止となる予定です。なお、本株式交換の効力発生日は、平成 20 年 1 月中を予定しています。

記

1. 株式交換の目的

① 株式交換の目的

当社は、平成 19 年 3 月 6 日、グループの中長期の事業戦略に基づき、シティグループと業務・資本提携を含む包括的戦略提携契約を締結いたしました。この包括的戦略提携契約に基づき、シティグループは、同社の完全子会社であるシティグループ・ジャパン・インベストメンツ・エルエルシーを通じて平成 19 年 3 月 15 日から同年 4 月 26 日まで当社株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施するとともに、その後の取引を経て、現在、同社の完全子会社である CJH を通じて当社の発行済株式総数の約 67.2%（議決権割合では約 68%）を保有しております。

当社グループは、日本の文化に深く根ざしたブランド力により築かれた国内有数のお客様の基盤と様々なチャネル・ネットワークを利用した強力な商品・サービス供給力を、強みとしております。他方、シティグループは、世界最大級の金融サービスグループとしてのグローバルなプレゼンス及び高品質かつ広範なサービス供給力、高水準の企業統治システムを有しております。両グループは、各々の業務領域において相互に補完的であることから、本公開買付けによる資本提携や合弁事業を通じて、その事業基盤をよりいっそう強固なものとするべく、両グループの業務提携を推し進めて参りました。例えば、

当社グループのリテール向け証券業務とシティグループの銀行及びクレジットカード業務を組み合わせ、また、シティグループがグローバルに展開する最新の個人向け商品及びサービスを活かすことで、シナジー効果を生んで商品供給能力を拡充し、あるいは当社グループの法人営業の強みとシティグループのグローバルなネットワークを活かし、海外に事業展開する日本の法人顧客により良い商品及びサービスを提供するなどの取り組みを進めてまいります。

そしてこの度、当社は、平成19年8月31日、シティグループより、両社の提携関係をより一層促進することを目的として、シティグループの普通株式を対価として当社をCJHの完全子会社とする本株式交換の提案を受けました。

このシティグループの提案を受け、当社は、当社の少数株主の利益を確保する必要性を踏まえ、下記②及び③に記載されるとおり、提案の是非及び内容等について様々な観点から情報収集、分析、検討等を行い、シティグループとの間で協議及び交渉を行いました。

当社としては、本株式交換を通じて、シティグループとの間の提携関係をより強固なものとするにより、銀行業務及び証券業務を行う日本有数の総合金融サービスグループを創出し、両社を一体として見た際の資本効率及び資金調達効率の最大化を図ることができると考えております。具体的には、より幅広い選択肢の中から、柔軟かつ積極果敢な事業展開を行うことが可能になるとともに、日興ブランドの価値を更に高めることにより、地理的及び事業分野などの面における両者の相互補完関係にある強みを最大限引き出すことができます。

当社とシティグループの考え方は、すべてにおいてお客様重視の考えを徹底することで共通しています。シティグループの標榜する「共同責任」の1つである、“お客様に対する責任”と日興コーディアルグループの経営理念である“お客様を中心に考え、行動する”という共通の考え方を、最高レベルの倫理観をもって実現させながら、相互の関係を活かし、質の高いサービスや商品を提供することで、お客様に最も選ばれる総合金融サービスグループを目指してまいります。また、両社の相互補完関係を通じたビジネスの拡大とともに、当社の従業員の育成の機会や活躍の場もより大きく広がること等が期待できます。

また、流動性のあるシティグループの普通株式を対価とする株式交換という方式を採用することにより、当社の完全子会社化という目的を達成できる一方で、当社の株主の皆様には、当該株式を市場等で売却して換金するか、あるいは当該株式を継続して保有するかを選択していただくことができ、当社の株主の皆様に対して、それぞれのニーズに応じた選択肢を提供できると考えています。

② 株式交換の対価の公正性を担保するための措置

CJHは、本株式交換に際して、CJH自身を除く当社の株主の皆様はシティグループの普通株式を交付する予定です。当社は、本株式交換における対価の額及び内容その他の

条件については、CJH が既に当社の総株主の議決権の約 68%を保有していることから、その公正性を担保するために、慎重な手続を経る必要があると判断いたしました。

具体的には、平成 19 年 9 月 5 日開催の取締役会において、社外取締役 5 名のうち独立性が高いと認められる社外取締役である、渡邊淑夫（青山学院大学名誉教授）、松本啓二（弁護士／松本法律事務所 代表）、林原行雄（日土地総合設計株式会社取締役社長）及び山本裕二（株式会社ヒューロンコンサルティンググループ取締役社長兼 CEO）の 4 名からなる特別委員会を設置し、(i)本株式交換により当社の企業価値が向上するか（本株式交換を行う合理性の存否）、(ii)公正な手続を通じて当社の株主利益への配慮がなされているか、及び(iii)ストラクチャーの適切性の 3 点について、取締役会から特別委員会に諮問し、その答申を最大限尊重して本株式交換に関する取締役会決議を行うこととしました。

その上で、特別委員会による指名に基づき、本株式交換における対価の算定、本株式交換の条件及び内容、その他本基本契約に基づく取引について助言を求めるとともに、当社の普通株式の公正価格を算出した上で、本株式交換により株主に交付される対価が公正であることの見解を求めため、当社のフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として、わが国の M&A のアドバイザー会社である GCA 株式会社（以下「GCA」といいます。）及び米国の M&A のアドバイザー会社である Greenhill & Co., LLC（以下「Greenhill」といいます。）の双方を選任いたしました。

GCA 及び Greenhill は、特別委員会との間で緊密な連絡を取り合いつつ、株式交換の対価の額及び内容その他の本株式交換の条件について、共同して、シティグループとの間で、繰り返し、協議・交渉等を行いました。その結果、当社は、本日付にて、GCA 及び Greenhill から本基本契約に定められた条件のもとにおける当社の普通株式の対価が、当社の少数株主の財務的見地から公正である旨の意見を受領し、かかる意見その他諸般の事情を勘案した上、当社は本株式交換を決定いたしました。^注

③ 利益相反を回避する措置

当社取締役会は、本株式交換は、当社の総株主の議決権の約 68%を保有している CJH との間で実施されるものであり、少数株主の利益を確保する必要性が高いことから、本株式交換の条件及び手続の公正さを担保するべく、平成 19 年 9 月 5 日開催の取締役会において、②記載のとおり特別委員会を設置しました。

特別委員会は、平成 19 年 9 月 5 日、当社及びシティグループから独立した専門家から法的な助言を得るべく、当社の費用により、中村・角田・松本法律事務所を特別委員会の法務アドバイザーとして選任するとともに、上記②記載のとおり、GCA 及び Greenhill を当社のフィナンシャル・アドバイザーとして指名いたしました。

特別委員会は、平成 19 年 9 月 5 日から平成 19 年 10 月 2 日までの間に合計 13 回にわたって開催され、諮問事項についての審議が行われました。また、特別委員会は、審議にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役共同会長兼代表執行役木村一義、当社取締役兼代表執行役社長桑島正治その他当社の役職員から本株式交換による

当社の企業価値の向上について説明を受けました。

また、特別委員会は、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所及び Davis Polk & Wardwell から、シティグループとの間の本基本契約の交渉内容及び交渉過程における契約書の案文等の内容その他の法律上の問題及び株式実務上の問題について、随時、書面及び口頭による説明を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所との間で協議を行うことにより、本株式交換の内容が適正なものとなるよう配慮いたしました。

更に、特別委員会は、特別委員会の指名に基づき当社が選任した当社のフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である GCA 及び Greenhill から、本株式交換の対価についてのシティグループとの間の協議・交渉の状況について、随時報告を受けるとともに、本株式交換の対価の公正性についての説明を受けました。

加えて、特別委員会は、当社が選任した税務アドバイザーである税理士法人トーマツ（デロイト）からは、本株式交換に関する税務上の問題についての意見聴取を行いました。

一方、特別委員会は、本株式交換の相手方当事者側となるシティ・グループ、シティグループの法務アドバイザーである Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP 及び西村あさひ法律事務所、シティグループの税務アドバイザーである新日本アーンスト アン ド ヤング税理士法人等との間で、直接、本株式交換についての質疑応答を行いました。

特別委員会は、平成 19 年 10 月 2 日、取締役会に対して、(i)本件株式交換により当社の企業価値が維持・向上すると判断することには合理性が認められ、(ii)本基本契約に基づく本株式交換の条件は、全体として公正な手続を通じて当社の株主利益に配慮されており、かつ(iii)本基本契約の締結・公表後に税務上・株式実務上の問題について確認した上で株式交換契約を締結するというストラクチャーは適切である旨の答申書を提出しました。これを受け、当社は同日開催の取締役会において、特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重して、本基本契約の締結の是非及び条件（本株式交換の条件も含む。）について、慎重な審議を行い、本基本契約を締結することにつき、全員一致で承認可決しました。

なお、当社の取締役であり CJH の CEO を兼任するダグラス・エル・ピーターソン、当社の取締役でありシティグループの副会長を兼任するスティーブン・アール・ヴォルク及びシティグループの指名により当社の取締役に就任している井上直樹は、CJH 又はシティグループにおいて本株式交換に関与しうる立場にあるため、本株式交換に関して当社と利益が相反するおそれがあるとして、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議にあたっては、本株式交換に関する説明を行う等の特段の必要がない限りは退席するとともに、採決にあたっては決議に参加しませんでした。

④ 上場廃止となる見込みがある旨

本株式交換により、その効力発生日をもって、当社は CJH の完全子会社となります。また、当社株式は、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の株券上場廃止基準に従い、上場廃止となる予定です。上記の具体的な日程については、株式交換

契約締結後に確定することとなります。上場廃止後は、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において当社株式を取引することはできません。

⑤ 上場廃止を目的とする理由

本株式交換は上場廃止を目的とするものではありませんが、上記④のとおり、本株式交換が実施された場合には当社株式は上場廃止となる予定です。しかしながら、本株式交換の対価であるシティグループの普通株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されており、また、シティグループは、本株式交換の効力発生日までにその普通株式を東京証券取引所に上場することを目指し、すでに東京証券取引所に上場申請を済ませておりますので、当社の少数株主に対しては本株式交換後についても引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。なお、本株式交換は、シティグループの普通株式が本株式交換の効力発生日までに東京証券取引所に上場するか否かを問わず実施されるものでありますが、シティグループの普通株式が東京証券取引所に上場しなかった場合のシティグループの普通株式の売却手続の詳細については、必要に応じ株主の皆様へ別途お知らせ申し上げます。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

当社及び CJH は、本日以降関係各所と協議の上、平成 19 年 10 月末日までに本株式交換に係る株式交換契約の内容を確定し、これを締結することを予定しております。また、本株式交換に係る株式交換契約が締結された場合には、本株式交換の承認のための当社臨時株主総会を平成 19 年 12 月に開催し、本株式交換の効力発生日を平成 20 年 1 月中とすることを予定しております。但し、上記日程は当社及び CJH の合意により変更される可能性があります。

その他の株式交換の具体的な日程につきましては、決定次第お知らせいたします。

(2) 株式交換比率

本株式交換に際して、CJH は、当社株主（CJH を除きます。）に対して、下記の方法により算定される数のシティグループの普通株式を交付する予定です。

記

交換株式数 = 1,700 円 / ((シティグループの普通株式の平均株価) × (為替相場))

(注) 上記算式において、以下の用語は、それぞれ以下のとおりの意味を有します。

「シティグループの普通株式の平均株価」とは、株式交換契約において定められ

る、シティグループの普通株式の価値を評価するための一定の期間中における各取引日の、ニューヨーク証券取引所におけるシティグループの普通株式1株あたりの取引高加重平均価格の平均値をいいます。但し、当該平均値が58.00米ドルを超えた場合には58.00米ドルとし、37.00米ドルを下回った場合には37.00米ドルとします（シティグループの普通株式に株式併合等が生じた場合には、これらの金額について合理的な調整がなされます。）。また、当該平均値が26.00米ドルを下回った場合には、当社から株式交換契約を解除することができます。

なお、当該期間につきましては、本日以降、関係各所と協議の上、適用法令及び証券実務等を踏まえて、合理的な期間を定める予定です。

「為替相場」とは、株式会社三菱東京UFJ銀行公表の、1米ドルあたりの円の金額として表示される、上記期間中の各営業日における、東京外国為替市場における米ドル/円為替相場（仲値）の平均値をいいます。

(3) 株式交換比率の算定根拠等

① 算定の基礎及び経緯

本株式交換において支払われる対価の算定方法については、シティグループからの提案、日興シティグループ証券株式会社及びGCA間の交渉、並びにGCA及びGreenhillとシティグループとの間のその他の協議を踏まえて、変動幅限定付変動制交換比率方式を採用しました。変動幅限定付変動制交換比率方式においては、当社普通株式1株に対して、合意された1株当たり1,700円の価格を、本株式交換の効力発生日前の一定の評価期間におけるシティグループ普通株式の1株当たり出来高加重平均市場価格で除した数のシティグループ普通株式を交付するものとされていますが、シティグループ普通株式1株当たりの出来高加重平均市場価格が一定の価格レンジの外となった場合には、当社の株主に対し、固定数のシティグループ株式が当社株式と交換に交付されることとされています。

当社の取締役会は、平成19年10月2日付で、GCA及びGreenhillより、本基本契約に定められた条件に従って両社の意見書において特定される当社の少数株主に対して支払われる対価が、財務上の観点から見て公正であるとの意見書を取得しています（なお、両社の意見は、当該意見書に記載された制約及び前提に従います。）。この意見書に関連し、GCA及びGreenhillは、当社の普通株式の公正価格について、株式市価法、類似会社比較法及び過去取引事例分析を含む一般に認められた複数の評価手法を採用して算定を行いました。また、GCAは類似会社比較法による評価その他の財務情報を考慮するサム・オブ・ザ・パーツ分析を実施しました。株式市価法においては、GCA及びGreenhillは、(i)当社普通株式の平成19年10月1日（以下「基準日」といいます。）の終値、(ii)平成18年12月18日（日経新聞が不正会計問題を報じた日の翌営業日）から基準日までの期間の終値平均及び(iii)平成19年3月6日（シティグループとの包括的戦略提携契約締結発表日）から基準日までの期間の平均終値等を参照して、本株式交換の対価が示すプレミアムを計算しました。類似会

社比較法においては、GCA 及び Greenhill は、両社が関連があるとする特定の上場会社の株価倍率を求め、当社の財務数値に適用し、当社の取引価値を算定しました。過去取引事例分析においては、GCA 及び Greenhill は、両社が関連があると判断する過去取引における株価倍率及びプレミアムを求め、当社の財務数値及び基準日における株価に適用しました。サム・オブ・ザ・パーツ分析においては、GCA は、当社の主要各事業の価値を類似会社比較法及びその他の財務情報を用いて求め、それらを加算しました。GCA 及び Greenhill は、当社取締役会に対し、GCA 及び Greenhill が両社の意見に関連して行った分析について説明し、参考株価レンジが、株価市価法では 1,445 円～1,600 円、類似会社比較法では 890 円～1,424 円、過去取引事例分析では 1,246 円～1,734 円、GCA によるサム・オブ・ザ・パーツ法では 829 円～1,720 円と算定された旨述べました。

各々の法務アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーからの助言並びに取締役会及び経営陣による事業上の判断に基づき、当社及びシティグループは複数回にわたる協議を行い、その結果、当社の普通株式 1 株につき 1,700 円を基準として、本基本契約に定められた条件のもとでの対価が妥当であるとの判断に至り合意しました。

② 算定機関との関係

GCA 及び Greenhill は、当社又は CJH の関連当事者には該当しません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している新株予約権につきましては、CJH は承継しないこととし、当該新株予約権の新株予約権者に対して CJH の新株予約権を交付しません。また、当社が商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）の規定により改正される前の商法第 280 条の 19 の規定に基づき当社取締役及び使用人に付与していた新株引受権は、CJH には承継されません。当該新株引受権者及び新株予約権は、ストックオプションとして当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は従業員に対して付与されたものですが、これらにつきましては、当社は本株式交換の効力発生日までに放棄を促すことを予定しております。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 株式交換の当事会社の概要

| | | | |
|---------------|--|---------------------------------------|--|
| (1) 商号 | 株式会社日興コーディアルグループ | シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | シティグループ・インク |
| (2) 事業内容 | 証券関連業を中心とした金融サービス業 | 日本におけるシティグループ・インクの主要持株会社 | 個人及び法人顧客に多様な金融サービスを提供するビジネスを傘下に収める、多角的かつグローバルな金融持株会社 |
| (3) 設立年月 | 昭和 19 年 4 月 1 日 | 平成 3 年 7 月 2 日 | 昭和 63 年 3 月 8 日 |
| (4) 本店所在地 | 東京都中央区日本橋兜町 6 番 5 号 | 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 1 号 | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市パークアベニュー 399 |
| (5) 代表者の役職・氏名 | 代表執行役社長 桑島 正治 | 代表取締役兼最高経営責任者 ダグラス・エル・ピーターソン | 会長兼最高経営責任者 チャールズ・オー・プリンス |
| (6) 資本金（連結） | 235,271 百万円 （平成 19 年 6 月 30 日現在） | 559 億 845 万円 | 優先株式 600 百万ドル 普通株式 55 百万ドル 払込余剰金 17,725 百万ドル （平成 19 年 6 月 30 日現在） |
| (7) 発行済株式数 | 978,889,249 株 | 223 万 6,278 株 | 普通株式 5,477,416,086 株 優先株式 2,405,846 株 発行済株式総数 5,479,821,932 株 （平成 19 年 6 月 30 日現在） |
| (8) 純資産 | 989,373 百万円（連結） （平成 19 年 6 月 30 日現在） | 110,587 百万円（単体） （平成 19 年 8 月末現在） | 127,754 百万ドル（連結） （平成 19 年 6 月 30 日現在） |
| (9) 総資産 | 10,358,853 百万円（連結） （平成 19 年 6 月 30 日現在） | 1,127,904 百万円（単体） （平成 19 年 8 月末現在） | 2,220,866 百万ドル（連結） （平成 19 年 6 月 30 日現在） |
| (10) 決算期 | 3 月末 | 12 月末 | 12 月末 |
| (11) 従業員数 | 12,828 人（連結） | 31 人（単体） | 約 36.7 万人（連結） （平成 19 年 8 月 31 日現在） |
| (12) 主要取引先 | — | — | — |

| | | | |
|----------------|-----------------------------------|--|--|
| (13) 大株主及び持株比率 | シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (67.2%) | シティグループ・インク(100%) | <p>バークレイズ・グローバル・インベストメンツ Ltd (4.443%)</p> <p>キャピタル・リサーチ・マネジメント (4.410%)</p> <p>AXA (3.491%)</p> <p>ステート・ストリート (3.110%)</p> <p>バンガード・グループ (2.657%)</p> <p>ウェリントン・マネジメント (2.321%)</p> <p>UBS グローバル・アセット・マネジメント (1.535%)</p> <p>フィデリティ・マネジメント (1.355%)</p> <p>モルガン・スタンレー & Co. (1.345%)</p> <p>メロン・フィナンシャル・コープ (1.275%)</p> <p>プリンス・アルワリード・ビン・タラール (-)</p> <p>(平成18年12月31日現在)</p> |
| (14) 主要取引銀行 | 株式会社みずほコーポレート銀行 | - | - |
| (15) 当事会社間の関係等 | 資本関係 | シティグループ・インクの100%子会社であるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社は、株式会社日興コーディアルグループ株式657,711,277株(発行済株式総数の約67.2%)を保有しております。 | |
| | 人的関係 | 株式会社日興コーディアルグループには、シティグループ・インクの指名した3名の取締役が在任しております。このうち、株式会社日興コーディアルグループの取締役会長ダグラス・エル・ピーターソンはシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社の代表取締役兼最高経営責任者を、ステーブン・アール・ヴォルク取締役はシティグループ・インクの副会長をそれぞれ兼任しております。 | |
| | 取引関係 | 株式会社日興コーディアルグループは、シティグループ・インク等との間で、提携契約、日興シティグループ証券株式会社の業務運営等に関する株主間契約、日興シティグループ証券株式会社と日興コーディアル証券株式会社との間におけるリレーションシップ・マネージャー契約及び日興コーディアルグループとシティグループ関係会社との海外提携業務の運営に関する諸契約、また日興シティ信託銀行株式会社の業務運営等に関する株主間契約等を締結しております。 | |

| | | |
|--|-------------|--|
| | 関連当事者への該当状況 | シティグループ・インクは平成19年5月9日以降、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社は平成19年8月6日以降、それぞれ株式会社日興コーディアルグループの親会社となり、同社の関連当事者に該当しております。 |
|--|-------------|--|

(16) 最近3年間の業績

(百万円)

| 決算期 | 株式会社日興コーディアルグループ (完全子会社) | | | シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (完全親会社) | | |
|---------------|-----------------------------|----------------------|----------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 平成17年 3月期 (連結) | 平成18年 3月期 (連結) | 平成19年 3月期 (連結) | 平成16年 12月期 (単体) | 平成17年 12月期 (単体) | 平成18年 12月期 (単体) |
| 営業収益 | 322,615 | 476,211 | 516,642 | 0 | 0 | ▲172 |
| 営業利益 | 48,744 | 138,213 | 98,992 | ▲0 | ▲1 | ▲184 |
| 経常利益 | 54,036 | 149,716 | 100,443 | ▲0 | ▲1 | ▲192 |
| 当期純利益 | 36,947 | 87,994 | 78,128 | ▲0 | ▲1 | ▲192 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 19.92 | 91.33 | 81.06 | ▲1,430 | ▲23,047 | ▲3,210,498 |
| 1株当たり純資産(円) | 378.53 | 842.88 | 870.04 | 150,947 | 127,900 | ▲3,082,598 |

4. 株式交換後の状況

- (1) 商号 シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社
- (2) 事業内容 日本におけるシティグループ・インクの主要持株会社
- (3) 本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
- (4) 代表者の役職・氏名 代表取締役兼最高経営責任者 ダグラス・エル・ピーターソン
- (5) 資本金 559億845万円
- (6) 純資産 現時点では確定しておりません。
- (7) 総資産 現時点では確定しておりません。
- (8) 決算期 12月末
- (9) 会計処理の概要

共通支配下取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれん代に関しては、現時点では未確定です。

(10) 株式交換による業績への影響の見通し

本株式交換によるシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社の業績への影響は、現時点では未確定です。

以 上

本プレス・リリースは、情報提供のみを目的としており、いかなる意味においてもシティグループその他の有価証券の取得の勧誘又は本株式交換に関する議決権行使の委任の勧誘を構成するものではありません。本株式交換に関しましては、シティグループは、米国証券取引委員会に、Form S-4 の様式による登録届出書を提出致します。当該登録届出書に記載されている目論見書には、重要な情報が記載されますので、日興コーディアルの株主の皆様におかれましては、当該目論見書が利用可能となりました際には、当該目論見書を注意してお読みになるようお願いいたします。株主の皆様は、シティグループに関する情報とともに、当該目論見書の写しを、米国証券取引委員会のホームページ(<http://www.sec.gov>)にて、無料で取得することができます。当該目論見書の写し、及び、当該目論見書に参照方式で記載されます米国証券取引委員会への各提出書類につきましても、シティグループ・ドキュメント・サービスまでお申し込みいただければ、無料にて配布させていただきます。

シティグループ・ドキュメント・サービス連絡先

電 話: 877 936 2737 (米国内から)

718 765 6514 (米国外から)

E-mail: docserve@citigroup.com

郵 送: Citigroup Document Services 140 58th Street, Suite 8G Brooklyn, NY 11220

本書には、米国私募証券訴訟改革法に定める「将来の見通しに関する記述」が含まれています。こうした記述は、経営陣の現在の予測に基づくものであり、不確定要素や状況の変化により影響を受けます。様々な要因により、実際に生じる結果は、こうした記述に含まれる情報と大きく異なる可能性があります。これらの要因に関するより詳細な情報は、当社が関東財務局に提出する有価証券報告書その他の文書中に記載されます。

注) 当社取締役会に意見を提供する上で、GCA 及び Greenhill は、独立した検証を行うことなく、公に入手可能な情報、並びに当社の代表者及び経営陣によって GCA 及び Greenhill 両社に提供又は入手可能とされた一切の情報が正確かつ完全であることを前提とし、これに依拠しており、さらに、当該情報はそのすべての重要な点につき完全かつ正確であり、当該情報をいかなる点においても不正確又は誤解を生ずるものとする事実又は事情を一切認識していないという当社経営陣の保証に依拠しています。当社取締役会の同意を得た上で、Greenhill は、同社が検討した書類又は同社に入手可能とされた日本語で記載された書類の翻訳並びに当社の経営陣及びその他の代表者との協議における日本語からの翻訳が正確かつ完全であることを前提としています。GCA 及び Greenhill は、当社取締役会の同意を得た上で、GCA 及び Greenhill が当社取締役会に対して意見を提供する上で利用した第三者の予測が当社の将来における事業及び財務上の見通しを評価する上で合理的な基礎であると仮定しており、GCA 及び Greenhill は当該第三者の予測又は当該予測が依拠するデータ又は前提に関し何ら意見を表明していません。GCA 及び Greenhill は、本株式交換が最終版の締結済の本基本契約及びこれに添付された株式交換契約に定める条件に従い、かつ取引実行のた

めのすべての重要な条項及び条件が何ら放棄されることなく実行されること、及びこれらの契約が両社が確認した直近のドラフトと一切の重要な点において異なるものであることを前提としています。さらに、GCA 及び Greenhill は、本株式交換を実行するために必要とされる一切の政府、規制機関その他の承認及び認可が、当社、シティグループ、本株式交換又は株式交換がもたらすと想定される利益に対して、GCA 及び Greenhill の分析との関係で意味を持つような影響を及ぼすことなく取得されることを前提としています。GCA 及び Greenhill は、当社の資産又は負債につき独立した評価又は鑑定を行っておらず、またその提供を受けていません。GCA 及び Greenhill による分析は、必然的に、2007 年 10 月 2 日現在における市場、経済、金融その他の環境及び状況並びに同日現在両社が入手した情報に基づくものです。同日以降の変化が、両社の分析に影響を及ぼすことがあります。両社が提供した意見を更新、変更又は再確認する義務を負いません。GCA 及び Greenhill の意見はいずれも、両社の意見書において特定される当社普通株式の一般株主に対する本株式交換の対価の財務上の観点から見た公正さのみを対象としており、本株式交換の特定部分の公正さについて意見を述べるものではありません。GCA 及び Greenhill の意見は、当社取締役会に対し本株式交換又は本基本契約を承認すべきか否かについて勧奨することを意図しておらず、又はかかる勧奨となるものではなく、また当社株主に対して、本株式交換に関連して招集される当社株主総会において本株式交換を承認し、又は本株式交換に関してその他の行為をとるよう勧奨することを意図しておらず、又はかかる勧奨を構成するものでもありません。